

ネコの飼い主のみなさま

〔問〕町民税務課 生活環境係（内線 1307）

猫は年2回以上繁殖し、毎回数匹の子猫が生まれます。もらい手のいない子猫を増やさないためにも、次のことを心がけてください。

●不妊・去勢をしましょう。

生殖器に起因する病気を予防し、繁殖に関する問題行動を抑制することもできます。

●飼い猫以外にえさはやらない。

「かわいそう」と思った一時の感情でえさを与えると、繁殖が容易になり野良猫の増加につながります。絶対にえさは与えないようにしましょう。

●屋内飼育に努めましょう。

屋内飼育をすることで、交通事故や伝染病の感染などの危険から守ることができます。またふん尿による近隣トラブルを起こさないで済みます。



子どもとみんなの広場

5/19(木) 「絵本読み聞かせ」
5月の催しもの

場所と時間：鶴沢公民館 和室 午前10時20分～11時20分
参加料：無料 申し込み：参加申し込みは不要ですので、お気軽に参加ください。

「広場」では、子ども同士で遊んだり、お母さんが育児について話し合ったり、楽しく過ごしています。子育ての悩みごとなど、いつでも子育てアドバイザーに気軽に相談できます。

・開催日時 月・木・土曜日：午前8時30分～午後1時30分

・開催場所 鶴沢公民館 和室

〔問〕子育て支援課 子育て支援係（内線 2004）

7月3日(木)まで開催！

川俣美術会員展

羽山の森美術館

午前10時～午後4時

Tel 566-3367

月曜日休館（祝日の場合は翌日）

Hayama no mori Art Gallery

『川俣町子ども

子育て支援事業推進員』

を募集します！

〔問〕子育て支援課 幼児教育係（内線 3902）



町は、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の保育・

教育、地域における子育て支援を

総合的に推進するため、平成27年度から平成31年度までの5年間の計画として「川俣町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画に基づく子ども・子育て支援施策の推進等に対し、ご意見・ご要望をいただくため、「川俣町子ども・子育て支援事業推進委員会」を設置しています。

子どもたち自らが、また、その保護者が、あるいはこれから子どもを産んで育てていこうとする世代のみなさんが、安心して安全に子どもを産み育てることができるよう、さまざまな立場の方からご意見をいただき、この計画をよりよく推進していくために、次により募集します。

＜募集概要＞

募集人員	2人以内
応募資格	●20歳以上の町内在住の方、または町内在勤の方 ●子育て支援に理解と関心のある方 ●公務員でない方
任期	2年
会議の開催	委員として、年数回会議に出席し、意見を述べていただきます。
報酬	会議1回につき7,200円
応募方法	「応募用紙」に必要事項を記入し、子育て支援課に持参又は郵送 ※応募用紙は標記担当窓口で配布しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。
応募期限	平成28年5月16日(月)（必着）
選考方法	提出された書類を基に選考いたします。選考結果は、5月下旬に書面で通知します。 応募された方の個人情報、保護・管理に十分留意するとともに、公募委員の選考以外に使用しません。



くらし



町営住宅入居者募集

☎ 建設水道課 管理係（内線 1603）



- **募集期間** 5月2日(月)～5月18日(木)
- **受付時間** 午前8時30分～午後5時15分
- **対象住宅と戸数**
 - 賤ノ田団地（字賤ノ田）1戸（5階）
 - 中道団地（飯坂字中道）2戸
- **間取り・設備** 各団地で若干異なりますので、問い合わせください。
- **入居条件**
 - 現に住宅に困窮している方。
 - 税、その他の使用料等の未納がないこと。
 - 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。ただし、婚姻の予定者等も含む。
 - 単身入居の資格が認められる者は満60歳以上。
 - 収入基準は、**所得月額158,000円以下**であること（収入のある方全員です）。ただし、裁量世帯（入居者が障がい者等）の場合は、214,000円以下。
 - 入居決定時に、1名の連帯保証人に引受承諾が得られること。
 - 入居者が暴力団員でないこと。
- **家賃** 入居者の所得や団地ごとに異なります。
- **問い合わせ** 標記担当まで問い合わせください。

ゴミ出しはルールを守って

☎ 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

分別されていないゴミが収集所へ出されているとの苦情が増えています。正しく決められた方法でゴミを出さないと、収集所に放置され、不衛生・交通障害などの問題になります。ゴミを出す前に、もう一度確かめてください。また、ゴミは種類ごとに出す日が決まっています。ルールを守って収集所へ出しましょう。

- ゴミは収集日当日の朝8時前に出す。
- 燃やせるゴミは指定袋で出す。
【買い物袋は使用できません】
- 空き缶は指定コンテナに入れて出す。
【袋などに入れないでください】
- ペットボトルはキャップやラベルをはずし、資源専用袋で出す。
- プラスチックキャップやラベルはプラスチック製容器包装の収集日に、資源専用袋で出す。

- ガラスびんは、キャップをはずし無色（透明）、茶色、その他の色に分けて、それぞれ資源専用袋で出す。アルミキャップやびんの栓はコンテナに入れて出す。
- コンテナ（空き缶）と資源専用袋（ペットボトル・ガラスびん）は同時には出さない。
【収集カレンダーを確認してください】
- **お願い**
 - 収集日以外には出さないでください。
 - お住まいの地区内の収集所にごみを出してください。やむを得ず、地区外の収集所にごみを出す場合は、その収集所のルールを守って出すようにしてください。
 - ゴミは種類ごとに分別して、出し方を守って収集所へ出してください。詳しくは「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。
 - ゴみ収集日は地区により決まっています。「ごみ収集カレンダー」をご覧ください。
※「ごみの分け方・出し方」、「ごみ収集カレンダー」は町民税務課で配布しています。

ゴミ収集所は、
みんなのものです。
快適に使えるように、
正しいゴミの分別を
心がけましょう。



ペットのフンは飼い主が責任を

☎ 町民税務課 生活環境係（内線 1307）

犬のフンについて苦情が寄せられています。犬のフンが、道路、公園、河川、庭や田畑などに放置されている事例は後を絶ちません。自分の家の前、いつも歩いている道、遊びに行った公園で犬のフンがあったらどう思いますか？他人の迷惑にならないように飼うのは、飼い主の義務です。飼い主は以下のことを守ってください。

- 飼い犬を散歩させる時にはフンを後片付けできる道具を携帯する。
- 散歩中に飼い犬がしたフンは、必ず飼い主がその場で拾い、自宅に持ち帰る。
- 放し飼い、放し散歩はしない。動物も人間も快適に暮らせるよう、飼い主の責任を果たしましょう。

